



環境活動レポート

【2016年度版】

(対象期間：2016年4月～2017年3月)

承認	照査	作成
小林和夫	久保田寿男	田村豊

株式会社 テスコム

発行日：2017年11月30日

目次

1. 組織の概要	1
(1) 会社概要	1
(2) 事業活動の規模	2
2. 対象範囲（認証・登録範囲）	2
3. 環境方針	2
4. 環境目標	3
5. 環境活動計画	4
6. 環境目標の実績	5
7. 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容	6
8. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の 結果並びに違反、訴訟等の有無	8
9. 代表者による全体評価と見直しの結果	11

1. 組織の概要

(1) 会社概要

商号 株式会社テスコム
TESCOM CORPORATION

創立 2005年5月6日

代表取締役 小林和夫

資本金 46,000,000円

所在地

本社 〒192-0073
東京都八王子市寺町29番地8
TEL 042-658-7066 (代)
FAX 042-658-7062
URL <http://www.tescom-net.com/>

岩手テクニカルセンター (※)
〒024-0032
岩手県北上市川岸1-7-2
北上NSビル3F
TEL 0197-72-6600
FAX 同上

事業内容 データ通信システムの開発・製造
移動体通信のソフトウェア開発
無線通信機器の開発・製造

環境管理責任者 田村豊

連絡担当者 同上

メール tamura@tescom-net.com

※以下ITCとする



(2) 事業活動の規模

活動規模	単位	本社	ITC	合計
従業員数	人	12	4	16
床面積	m ²	380	106	486
売上高	百万	299	-	299

2. 対象範囲（認証・登録範囲）

登録組織名：株式会社テスコム

◆対象事業所：本社、岩手テクニカルセンター（2015年2月4日拡大審査を受審）

◆対象とする活動：データ通信システム、移動体通信のソフトウェア開発

無線通信 機器の開発・製造・販売

3. 環境方針

マネジメントシステムを確立し、人と地球の環境保全に貢献する。

- ・環境負荷に配慮した製品やサービスを提供する。
- ・法規制とその他の要求事項を遵守する。
- ・グリーン購入を促進する。
- ・省資源、省エネルギー、リサイクル活動を推進する。
- ・廃棄物の適正管理をする。

この環境方針を達成するため、環境目標を設定し、全社員へ周知徹底を図り、適切性の維持のため定期的に見直しを行う。

改定日：2014年4月1日

代表取締役 小林和夫



4. 環境目標

2015年度から2012～2014年度の実績の平均値を基準値として、
下表の通りに目標値を設定しました。

項目		対象	基準値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
総排水量 (m ³)		本社	89	2%削減 87.22	3%削減 86.33	4%削減 85.44	5%削減 84.55
		ITC	24	2%削減 23.52	3%削減 23.28	4%削減 23.04	5%削減 22.8
二酸化炭素 排出量	ガソリン燃費 (km/ℓ)	本社	-	-	-	-	-
		ITC	171.6	2%向上 175.03	3%向上 176.75	4%向上 178.46	5%向上 180.18
	ガソリン使用量 (ℓ)	本社	-	-	-	-	-
		ITC	400	- 400	3%削減 388	4%削減 384	5%削減 380
	電気使用量 (kWh)	本社	35000	2%削減 34300	3%削減 33950	4%削減 33600	5%削減 33250
		ITC	4780	2%削減 4684.4	3%削減 4636.6	4%削減 4588.8	5%削減 4541
	ガス使用量 (m ³)	本社	36.5	2%削減 35.77	3%削減 35.41	4%削減 35.04	5%削減 34.68
		ITC	-	-	-	-	-
	二酸化炭素 排出量合計 (kg-CO ₂)	本社	17086.96	16745.22	16574.35	16403.48	16232.61
		ITC	3557.66	3486.51	3450.93	3415.35	3379.78
一般廃棄物 排出量 (t)	可燃ごみ	本社	47	2%削減 46.06	3%削減 45.59	4%削減 45.12	5%削減 44.65
		ITC	48	2%削減 47.04	3%削減 46.56	4%削減 46.08	5%削減 45.6
	不燃ごみ	本社	40	2%削減 39.2	3%削減 38.8	4%削減 38.4	5%削減 38
		ITC	-	-	-	-	-
産業廃棄物 排出量 (t)	廃プラスチック 電池など	本社	-	排出ゼロ			
		ITC	-				
グリーン購入 の推進		全社	-	購入品目に対して グリーン購入を進める			
省資源 省エネルギー		全社	-	・開発品の省電力設計 ・生産ライン立ち上げ時 の工程確認の強化			

※削減と向上の数値 (%) は、基準値比の値です。

※購入電力の排出係数は、本社は東京電力エナジーパートナーの2016年度
排出係数：0.486kg-CO₂/kWhを使用。ITCは東北電力の2016年度
排出係数：0.550kg-CO₂/kWhを使用しています。



5. 環境活動計画

2016年度の環境活動として下表の活動内容を設定しました。

(取組み期間：2016年4月～2017年3月)

項目		活動内容
総排水量		<ul style="list-style-type: none"> ・洗物はまとめて洗いをする ・洗剤の使用量を少なくしてすすぐ時間を削減する ・使用時の流量を抑える
二酸化炭素 排出量	電気使用量	<ul style="list-style-type: none"> ・不要な照明や機器の電源OFF ・パソコンなどの省電力設定 ・エアコンの適切な温度設定
	ガソリン	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ運転の推進 ・タイヤの空気圧チェック
	ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴム手袋を使用して給湯器の使用を少なくする
一般廃棄物 排出量	可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ分別の徹底 ・仕上がりを確認し印刷ミスを少なくする ・両面印刷の推進 ・会議資料の電子化 ・ミスプリントの裏紙使用 ・荷物の緩衝材の再利用 ・ダンボールの再利用 ・紙資源(ダンボール、カタログ、新聞紙など)のリサイクル
	不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ分別の徹底 ・缶、ビン、ペットボトルなどは購入店で処理する
産業廃棄物 排出量		<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に排出はゼロ ・産業廃棄物の周知活動
グリーン購入 の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品の環境品代替え対応 ・購入品目の確認を行う
省資源 省エネルギー		<ul style="list-style-type: none"> ・新規に開発する製品(特に電池で動作するもの)は省電力設計を行う ・生産工場の生産ラインを確認し無駄な工程が無いか確認する ・生産工場と定期的に会議を行い製品の不良率を下げる



6. 環境目標の実績

2016年度の環境活動実績は下表の通りになりました。

項目		対象	基準値	2016年度目標		2016年度実績		判定
総排水量 (m ³)		本社	89	86.33	3%削減	83	6.74%削減	○
		ITC	24	23.28	3%削減	41	70.83%増加	×
二酸化炭素 排出量	ガソリン燃費 (km/ℓ)	本社	-	-	-	-	-	-
		ITC	14.3	13.87	3%向上	16.64	16.36%向上	○
	ガソリン使用量 (ℓ)	本社	-	-	-	-	-	-
		ITC	400	388	3%削減	379.1	5.22%削減	○
	電気使用量 (kWh)	本社	35000	33950	3%削減	36552	4.43%増加	×
		ITC	4780	4636.6	3%削減	5955	24.58%増加	×
	ガス使用量 (m ³)	本社	36.5	35.41	3%削減	34	6.85%削減	○
		ITC	-	-	-	-	-	-
CO2排出量 合計 (kg-CO2)	本社	17086.96	16574.35	3%削減	17835.96	4.38%増加	×	
	ITC	3557.66	3450.93	3%削減	4155.39	16.8%増加	×	
一般廃棄物 排出量 (t)	可燃ごみ	本社	0.047	0.05	3%削減	0.0236	49.79%削減	○
		ITC	0.048	0.05	3%削減	0.0495	3.13%増加	×
	不燃ごみ	本社	0.04	0.04	3%削減	0.0285	28.75%削減	○
		ITC	-	-	-	-	-	-
産業廃棄物 排出量 (t)	廃プラスチック 電池など	本社	-	-	-	-	-	-
		ITC	-	-	-	313	-	-
グリーン購入 の推進		全社		購入品目に対して グリーン購入を進める		事務用品全般は 対応している		△
省資源 省エネルギー		全社		<ul style="list-style-type: none"> 開発品の省電力設計 生産ライン立ち上げ 時の工程確認の強化 		<ul style="list-style-type: none"> 今年度は開発製品は ありませんでした 全ての生産ラインで 納期守れました 部材状態確認漏れで 工程不良が発生して しまいました 		△

※削減／増加と向上の数値（％）は、基準値比の値です。

※購入電力の排出係数は、本社は東京電力エナジーパートナーの2016年度
排出係数：0.486 kg-CO2/kWh を使用。ITC は東北電力の2016年度
排出係数：0.550 kg-CO2/kWh を使用しています。



7. 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

2016年度の環境活動の取組み結果は下表の通りです。

項目	活動内容		評価
総排水量		・洗物はまとめ洗いをする	○
		・洗剤の使用量を少なくしてすすぐ時間を削減する	○
		・使用時の流量を抑える	△
二酸化炭素 排出量	電気 使用量	・不要な照明や機器の電源OFF	○
		・パソコンなどの省電力設定	○
		・エアコンの適切な温度設定	△
	ガソリン	・省エネ運転の推進	○
		・タイヤの空気圧チェック	△
	ガス	・ゴム手袋を使用して給湯器の使用を少なくする	○
一般廃棄物 排出量	可燃ごみ	・ゴミ分別の徹底	○
		・仕上がりを確認し印刷ミスを少なくする	△
		・両面印刷の推進	○
		・会議資料の電子化	○
		・ミスプリントの裏紙使用	○
		・荷物の緩衝材の再利用	○
		・ダンボールの再利用	○
		・紙資源(ダンボール、カタログ、新聞紙など)のリサイクル	○
	不燃ごみ	・ゴミ分別の徹底	○
		・缶、ビン、ペットボトルなどは購入店で処理する	○
産業廃棄物 排出量	・基本的に排出はゼロ	○	
	・産業廃棄物の周知活動	△	
グリーン購入 の推進	・事務用品の環境品代替え対応	○	
	・購入品目の確認を行う	○	
省資源 省エネルギー	・新規に開発する製品(特に電池で動作するもの)は省電力設計を行う	-	
	・生産工場の生産ラインを確認し無駄な工程が無いか確認する	○	
	・生産工場と定期的に会議を行い製品の不良率を下げる	△	



総排水量

- ・ 本社では、約 6.7%の削減となったので、活動内容を継続します。
ITC では、従業員数が増えたので基準値を再度見直します。

二酸化炭素排出量

- ・ 本社と ITC ともに増加となりましたが、ITC は排水量増加の原因と同様に、従業員数が増えたことによるものなので、基準値を見直します。
本社の対応として活動に対する意識向上のために、現状の活動を継続し定期的に各自活動の評価を行っていきます。

一般廃棄物排出量

- ・ 本社では約 49.8%の削減となり、ITC では増加となりました。
この項目も従業員数が増えたことによるものなので、基準値を見直す。
活動としては現在の活動内容を継続します。

産業廃棄物排出量

- ・ 本社では特に排出はありませんでした。ITC では、修理業務で発生した廃プラスチックとリチウム電池を処理業者に依頼しました。
管理票の処理完了日の確認を行い適切に処理しました。
対応に問題ないので、活動を継続します。

グリーン購入の推進

- ・ 購入している事務用品全般は環境対応品を購入しています。
購入品目全体の一覧を作成して未対応の項目が無いか確認します。

省資源・省エネルギー

- ・ 今年度開発製品はありませんでした。
- ・ 生産工場のライン立ち上げ時に現場に立ち会い、規定や規格の確認を行いました。
- ・ 生産工場の関係者と品質会議を行い、過去に発生した工程内不良については、同じ項目での工程内不良は発生したいたしません。しかし、長期保管している部材を使用した際に不良が発生したため、長期保管部材について規定を設けて、水平展開対応しました。
- ・ 使用部材の状態などを確認して、問題発生前に可能な対応を行うことを追加します。



8. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価並びに違反、訴訟等の有無

2016年度環境関連法規への違反の有無は下表の通りです。

種類	法規制等の名称	該当する要求事項	法令条項	遵守事項等	罰則	対象部門	遵守状況
法	環境基本法	事業者の責務 (環境負荷の少ない 持続的発展な社会の構築)	法第八条 第1項～第4項	1.公害の防止と自然環境の適正維持 2.製品等の廃棄物→適正処理の処置 3.負荷低減のため再生資源の利用 4.自らの努力特に地方自治体に協力		全社	○
法	循環型社会 形成推進法	原材料、製品の廃棄物化制御	第五条	1.原材料は効率的に利用 2.製品はなるべく長期使用		全社	○
		再生品使用の努力義務	第十一条の五項	1.事業者は再生品使用の努力をする 2.国又は地方自治体へ循環社会形成で協力			
法	温暖化対策 推進法	温室効果ガス排出抑制責務	第五条	温室効果ガス排出抑制措置を努力		全社	○
		事業活動に伴う排出抑制	第二十条の五項	温室効果ガスの少ないものを選択			
法	フロン排出 抑制法	・使用されるフロン類のGWPの低減 ・フロン類の補てん量の低減 ・使用するフロン類などに関する表示 の充実		・管理する第一種特定製品の設置・使用 環境の維持保全 ・簡易点検・定期点検 ・漏えいや故障等が確認された場合の修 理を行うまでのフロン類の充填の原則禁 止 ・点検・整備の記録作成・保存		全社	○
法	グリーン購入法	購入する物品・役務は環境負荷の 少ないもの(G物品)を選定	第五条	国及び国の機関はG物品を選択する努 力、地方自治体及び関連機関は区域の自 然条件でG物品を選択する努力 事業者・国民はG物品の選択努力		全社	○
指令	RoHS指令	電機・電子機器への特定有害物質の 使用制限		特定有害6物質(鉛、水銀、カドミウム、六 価クロム、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジ フェニルエーテル)の使用制限		全社	○
法	廃掃法	一般廃棄物排出者が収集・運搬 及び処分を委託する場合の要件	法第六条の二第六項 (法第六条の二第七 項)	一般廃棄物の収集・運搬資格保有に委託 (法第十七条第十二項参照)処分の場合 も口保有業者に委託			
		産業廃棄物の運搬または 処分委託時の管理票の発行	法第十二条の三(則第 八条の十九) 法第十二条の三第二 項 法第十二条の三第五 項、第六項、第七項 (則第八条の二十六～ 二十九)	マニフェストを委託業者へ交付及び管理状 況を知事に報告 運搬受託者は管理表写しを委託者に送付 運搬又は処分の終了の確認と保管 (運搬:交付日から90日以内) (処分:交付日から180日以内) (保管:5年間)	罰	全社	○
		産業廃棄物(特別管理産業廃棄物は 除く)排出者が収集・運搬又は処分を 委託する場合の要件	法第十二条三項 法第十二条四項	委託業者は産廃の収集・運搬又は処分の 有資格者(基準適合者)に委託する義務 (令第六条の二、則第八条の三参照) 委託先の許可証確認 中間処理等の現状確認 対象産廃の種類が行佐野事業範囲 (令第六条の二、則第八条の三参照) 委託契約者の締結(金額、種類、性状、性 状変更情報等) (令第六条の二の三、則第八の四)			
法	自動車 NOx PM法	NOx、PMの排出規制 (車種毎の基準)	都道府県条例	車検証で排出基準への適否を確認 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知 県、三重県、大阪府、兵庫県	罰	全社	○
法	家電 リサイクル法	特定家庭用機器の再商品化	法第6条、令第一条	長期間使用し排出の抑制努力 小売業者へ引渡、収集、再商品化の料金 支払い協力 対象:ユニットエアコン、テレビ、電気冷蔵庫 庫、電気洗濯機	罰	全社	○



種類	法規制等の名称	該当する要求事項	法令条項	遵守事項等	罰則	対象部門	遵守状況
法	小型家電リサイクル法	事業者の責務	第七条	事業活動で生じた小型電子機器などを排出する場合は、分別し再資源化への努力と地域に合わせた回収方法に努めること	罰	全社	○
		製造業者の責務	第九条	小型電子機器の製造業者は設計及びその部品又は原材料の工夫で、小型電子機器の再資源化に要する費用の低減するとともに再資源化で得られたものを利用するよう努めなければならない	罰	全社	○
法	自動車リサイクル法	使用済み自動車のリサイクル	法第八条 法第五条	引取業者へ使用済み自動車の引渡義務 使用済み自動車の再資源化への努力	罰	全社	○
法	電波法	テレメーター用 920MHz帯 特定小電力 315MHz帯 特定小電力 400・1200MHz帯 第二世代小電力 2400MHz帯 ワイヤレスカードシステム 13.56MHz帯 小エリア無線 350MHz 省電力セキュリティ 400MHz帯	ARIB-STD-T108 ARIB-STD-T93 ARIB-STD-T67 ARIB-STD-T66 ARIB-STD-T60 ARIB-STD-44 ARIB-STD-30	無線局に関する免許・設備・従業者・運用・監督・罰則などに関する規則の遵守		全社	○
法	電気用品安全法	電機用品の製造・販売等を規制	第一条	電気用品による危険及び発生防止		全社	○
法	消防法	指定数量以上の危険物の貯蔵取扱の許可、事故発生時の通報の義務	第十二条、第十六条の3	指定数量以上の危険物の貯蔵、取扱の許可技術上の基準の遵守、事故発生時の通報の義務		全社	○
条例	火災予防条例	指定可燃物、少量危険物を貯蔵・取扱における届出	第30・31・32条	指定可燃物、少量危険物(指定数量の1/5以上)は品名、数量、貯蔵する場合の構造等の届出義務	罰	全社	○
条例	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	自動車等を運転する者の義務	第五十二条	自動車等を駐車し、又は停車する時は原動機の停止(アイドリングストップ)を行わなければならない	公表	本社	○
		事業者の義務	第五十三条	事業者は、運転者にアイドリングストップを遵守するよう適切な処置を講ずること			
		工場に係る規制基準の遵守	第六十八条	規制基準(基準を定めていないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼす恐れのない程度)を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動、悪臭の発生をさせてはならない	公表	本社	○
条例	八王子市下水道条例	下水の排出の制限	第12条	第十二条 有害物質、酸・アルカリ物質、高温水等を下水道に排出してはいけない		本社	○
条例	八王子市廃棄物の処理及び再利用の推進に関する条例	事業者の責務	第十条	事業者は廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない		本社	○
		事業系廃棄物の処理	第二十六条	事業者は、事業系廃棄物を自ら運搬・処分するか又は収集運搬事業者或は処分業者に運搬・処分させなければならない		本社	○
		事業系一般廃棄物保管場所の設置	第三十八条	事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない			
制度	八王子市少量排出物に係る制度	少量排出の事業系ごみ収集制度	-	少量排出事業者の登録 一回当たりの排出量規定の遵守		本社	○



種類	法規制等の名称	該当する要求事項	法令条項	遵守事項等	罰則	対象部門	遵守状況
条例	北上市環境を守り育てる基本条例	事業者の責務	第6条	事業活動を行うに当たり、これに伴う環境負荷の低減、その他の環境の保全に努める。		ITC	○
条例	岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例	事業者の責務	第5条	製造、加工又はその他販売その他事業活動は環境への負荷の少ない事業活動に自ら努めるものとする		ITC	○
条例	岩手県自然環境保全条例	県等の役割	第4条	自然環境の保全に努める。		ITC	○
条例	岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例	事業者の責務	第5条	事業活動においてふるさとの森と川と海の保全及び創造に取り組むよう努める		ITC	○
条例	いわての水を守り育てる条例	事業者の責務	第6条	・水環境への負荷を少なくするための対策 ・節水型の機器または設備の活用 ・水の有効利用		ITC	○
条例	循環型地域社会の形成に関する条例	事業者の責務	第5条	事業活動で発生した廃棄物の発生から処理までの工程を適切に管理する		ITC	○
		産業廃棄物の自県(圏)内処理の原則	第7条	事業活動に伴って発生した産業廃棄物の処理に当たっては、県内又は規定で定める圏域で適正に処理するよう努める。			
		産業廃棄物管理責任者の設置	第22条の2	産業廃棄物の発生及び処理に関する業務に従事する者を監督しなければならない			
条例	岩手県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	容器包装廃棄物の投棄の禁止	第54条	缶、瓶、その他の容器包装廃棄物、たばこの吸い殻、ガム、紙くず等をみだりに捨ててはならない		ITC	○
		容器包装廃棄物等の散乱防止	第55条	容器包装廃棄物等の散乱の防止に努める。			
		自動車等の駐車時の原動機の停止義務	第78条	自動車又は原動機付き自転車を運転する者は、CO2排出抑制を図るため停車をするときは原動機を停止しなければならない			
		地球温暖化の対策の推進	第81条	事業者は地球温暖化の抑制の為の措置を講ずるよう努めなければならない			
		環境の保全及び創造に関する取組の状況の公表	第87条	事業者は環境保全に関する取組の状況を公表するよう努めなければならない			

※遵守確認日：2017年11月30日、確認者 本社：田村 ITC：高橋

環境関連法規制等の遵守の確認を行い、全ての項目で遵守されていることを確認しました。また、関係当局や周辺住民などから上記関連法規についての違反の指摘、訴訟、苦情などはありませんでした。



9. 代表者による全体評価と見直しの結果

2016年度の全体の活動について評価した結果は、次の通りです。

○3%の削減・向上を目標に活動してきました。

目標を達成できなかった項目について、要因分析を十分実施し、改善に向けて活動を継続してまいります。

○人員、事業規模拡大などの要因を加味した目標設定の継続的な見直しを実施いたします。

○活動を推進するうえで、従業員一人一人の環境に対する学習活動を継続して実施してまいります。

○2016年12月（平成28年12月）に10年継続して認証登録した事業者として表彰されました。引き続き、環境活動を推進してまいります。

2017年11月30日

代表取締役 小林和夫

